

# 堺市社会福祉施設協議会 会則

(名 称)

第1条 この会は、堺市社会福祉施設協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は社会福祉法人堺市社会福祉協議会事務所内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は堺市内に所在する社会福祉施設の緊密なる連絡調整をし、相互の交流と共通認識を深め、施設福祉の充実及び発展と連携を図り、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する研修及び事業。
- (2) 社会福祉施設の改善進歩に関すること。
- (3) 同業種間に限らず、共通認識と連携を深めるための交流及び事業。
- (4) その他目的達成のために必要な事業。

(会 員)

第5条 会員は、国及び地方公共団体（外郭団体を含む）が運営するものを除き、堺市内に所在する社会福祉法に規定する第1種及び第2種の事業を行う社会福祉法人が経営する施設等をもって構成する。

- 2 前項の定めるもののほか、国及び地方公共団体（外郭団体を含む）が運営する施設及び介護老人保健施設等、会員と同様の事業を行うものの内、この協議会の目的に賛同するものについては、常任委員会の承認を得て賛助会員とすることができる。
- 3 その他、施設の状況により検討が必要なときは常任委員会で意見を聞いて、決定することができる。

(常任委員)

第6条 常任委員は会員の中から別表により充て、総会に報告する。

- 2 特別な理由がある場合は総会の承認を得て常任委員を増減することができる。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
  - (2) 副会長 3人
  - (3) 会 計 1人
  - (4) 会計監事 2人
- 2 役員は、常任委員の互選とする。
  - 3 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第9条 第7条1項に規程する役員による役員会を随時開催する。

- 2 役員会には必要に応じて第13条に規程する各専門委員会委員長の出席を求めることができる。

(顧問)

- 第10条 協議会に顧問を置くことができる。  
2 顧問は常任委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

(総会)

- 第11条 協議会の業務を決定するため、総会を開催する。  
尚、総会を開催する暇がなく業務の推進に必要な事項が生じた場合は、常任委員会が専決し、総会に報告する。  
2 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。  
3 議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任委員会)

- 第12条 協議会の業務を推進するため常任委員会を置く。  
2 常任委員会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。  
3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第13条 協議会に専門的な課題を協議するため専門委員会を設置する。  
2 設置する専門委員会は、企画委員会、研修委員会、広報・編集委員会とする。  
3 専門委員会の委員は、常任委員の互選により選出し、会長が委嘱する。委員数に不足が生じる場合は会員の中から推薦、選出することができる。委員長は各委員会委員の互選により選出される。  
4 前3項の規程に準じて、常任委員会において特に必要と認められる事項については特別委員会を設置することができる。  
5 役員はどの委員会にも随時参加をすることができる。

(分野別連絡会)

- 第14条 協議会の活動を円滑にすすめるため分野ごとに連絡会を構成する。  
2 連絡会構成は、高齢福祉連絡会、児童福祉連絡会、障害福祉連絡会、保育連絡会とする。  
3 連絡会には、代表1人、副代表 若干人及びその他必要な役職を設け、連絡会の会員の互選により選出する。

(分科会)

- 第15条 業種単位での協議が必要な場合には、分野別連絡会の中に分科会を設けることができる。  
2 分科会の運営は、所属する分野別連絡会の会員により行うものとする。

(区域交流会)

- 第16条 異業種間連携等を図るため、区域単位に区域交流会を構成する。  
2 構成は、堺区域交流会、中区域交流会、東区域交流会、西区域交流会、南区域交流会、北区域交流会、美原区域交流会とする。  
3 区域交流会には、幹事1人、副幹事 若干人、その他必要な役職を設け、構成員の互選により選出する。  
4 区域交流会の運営は、区域ごとに行う。但し、活動内容等については常任委員会へ報告する。

(運営費)

- 第17条 協議会の運営は会費、助成金その他の収入をもってあてる。  
2 協議会の会費は、年額10,000円とする。また、賛助会員の会費については常任委員会で決定する。

(会費の免除)

第18条 会員ならびに賛助会員の会費について常任委員会で必要と認めるときは、減免することができる。

(会則の変更)

第19条 この会則を変更するときは、総会の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成元年4月1日から施行する。

(役員及び任期)

2 この協議会の設立時の役員の任期は、この会則第8条の規定にかかわらず、平成2年5月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成15年4月1日から施行する。

(会 員)

2 平成15年4月1日の改正以前に会員であったものは、第5条の規定によらず引き続き会員の資格を保有できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成15年9月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。